（参考１）アジェンダ21行動計画（1992年6月）

＜セクションⅠ：社会的・経済的側面＞

第2章 開発途上国における持続可能な開発を促進するための国際協力と関連国内施策
第3章 貧困の撲滅
第4章 消費形態の変更
第5章 人口動態と持続可能性
第6章 人の健康の保護と促進
第7章 持続可能な人間居住の開発の促進
第8章 意思決定における環境と開発の統合

＜セクションⅡ：開発資源の保護と管理＞

第9章 大気保全
第10章 陸上資源の計画及び管理への統合的アプローチ
第11章 森林減少対策
第12章 脆弱な生態系の管理：砂漠化と干ばつの防止
第13章 脆弱な生態系の管理：持続可能な山地開発
第14章 持続可能な農業と農村開発の促進
第15章 生物多様性
第16章 バイオテクノロジーの環境上適正な管理
第17章 海洋、閉鎖性及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護、及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発
第18章 淡水資源の質と供給の保護：水資源の開発、管理及び利用への統合的アプローチの適用
第19章 有害及び危険な製品の違法な国際的移動の防止を含む、有害化学物質の環境上適正な管理
第20章 有害廃棄物の違法な国際的移動の防止を含む、有害廃棄物の環境上適正な管理
第21章 固形廃棄物及び下水道関連問題の環境上適正な管理
第22章 放射性廃棄物の安全かつ環境上適正な管理

＜セクションⅢ：主たるグループの役割の強化＞

第24章 持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動
第25章 持続可能な開発における子供及び青年
第26章 先住民及びその社会の役割の認識及び強化
第27章 非政府組織（NGO）の役割の強化：持続可能な開発のパートナー
第28章 アジェンダ21の支持における地方自治体のイニシアティブ
第29章 労働者、労働組合の役割
第30章 産業界の役割
第31章 科学及び技術的コミュニティ
第32章 農民の役割の強化

＜セクションⅣ：実施手段＞

第33章 資金源及びメカニズム
第34章 環境上適正な技術の移転、協力及び対応能力の強化
第35章 持続可能な開発のための科学
第36章 教育、意識啓発、訓練の推進
第37章 開発途上国における能力開発のための国のメカニズム及び国際協力
第38章 国際的な機構の整備
第39章 国際法措置及びメカニズム

（参考２）ミレニアム開発目標（MDGs）の目標とターゲット

2000年9月、国連ミレニアム・サミットに参加した189の国によって採択された「国連ミレニアム宣言」。これをもとに2015年までに達成すべき国際社会共通の目標としてまとめられたのがミレニアム開発目標（MDGs）です。

1.極度の貧困と飢餓の撲滅
2.普遍的初等教育の達成
3.ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
4.乳幼児死亡率の削減
5.妊産婦の健康の改善
6.HIV/エイズ、マラリア
その他の疾病の蔓延防止
7.環境の持続可能性の確保
8.開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

（参考３）持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）SDGs

SDGsとは2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択た目標であり、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称
「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の開発目標と169のターゲット、232の指標が定められています。

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロに
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任 つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさも守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナーシップで目標を達成しよう